

令和2年度の入札制度の見直しに係る質問・回答

質問内容は、原則として質問者の記載内容のとおり記載しています。

番号	質問	回答
1	<p>総合評価方式における対象工事の拡大等について、評価項目としないことができるように「選択項目」とします。とありますが、「評価項目としない」を選択した場合の点数の計算方法を教えていただきたいです。変更前と変更後での点数の計算方法の表のようなものを作っていただきたいです。</p>	<p>下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領 評価項目「(1)企業の技術力 ④配置技術者の能力及び担い手確保の取組」の配点及び換算値は次のとおりとなります。 評価項目として選択した場合 配点6 換算値6→4 評価項目として選択しない場合 配点5 換算値5→4</p>
2	<p>災害復旧工事工事成績評定点を平均から除外することについて、適用時期等で令和2年4月1日以降に発注の工事とありますが、ここでいう発注工事とは災害復旧工事のことではなく、平均点の計算方法を変更するのが上記日にち以降という考えでよろしいでしょうか。例えば平成30年度、令和元年度に竣工した災害復旧工事の点数は、上記日にち以降発注の工事では平均点算出時に除外されるのでしょうか。</p>	<p>令和2年4月1日以降に発注する工事のうち、工事発注の入札公告において工事成績評定点を平均点算出時に除外することを明記した工事が対象となります。 お尋ねの平成30年度、令和元年度に竣工した工事は、除外の対象となりません。</p>
3	<p>総合評価方式の評価項目の見直しについて、「担い手確保の取組(若手技術者の雇用、女性技術者の雇用)」に関して、「選択項目」とするとありますが、「担い手確保の取組」を選択する工事はどのよ</p>	<p>「担い手確保の取組」を評価対象とするかにつきましては、工事の特性・地域性等によって判断することとしております。対象となる工事件数等については、個別の入札公告でご確認ください。</p>

番号	質問	回答
	うな工事が対象となりますか。また、年間何件ぐらいが該当すると考えられていますか。	
4	優良工事事業者表彰推薦入札について、その対象となる災害復旧工事で表彰された場合、総合評価方式における加点（過去3年間の優良工事表彰の有無）の工種の扱いほどの工種にも加点対象となりますか。	<p>優良工事事業者表彰推薦入札で発注した工事の種類が、例えば、「土木一式工事」の場合、「土木一式工事」の優良工事事業者として表彰いたします。</p> <p>総合評価方式における「過去3年間の優良工事表彰の有無」の扱いは、発注工事と同じ工種で表彰された場合に評価することとしております。</p>
5	総合評価方式の対象とする工事について、設計金額4,000万円未満の工事はどのような入札方式となるのでしょうか。	原則、条件付き一般競争入札となります。なお、設計金額が130万円以下の工事は、随意契約となります。
6	評価項目の見直しについて、担い手確保の取組（若手技術者・女性技術者の雇用）について、地域性や設計金額等を考慮して選択項目とします。となっていますが、どのような関係性があり選択項目とするのでしょうか。また、評価項目であるから廃止か存続のどちらかで良いのではないのでしょうか。評価の一部を選択項目ですることにより有利不利になる企業が生じ公平性がなくなるのではないのでしょうか。評価項目にするしないの判断基準又は根拠を明確にして頂きたい。	<p>評価項目の廃止は考えておりません。</p> <p>「担い手確保の取組」を評価対象とするかにつきましては、工事の特性・地域性等によって判断することとしております。</p>

番号	質問	回答
7	<p>優良工事事業者表彰推薦入札の実施（試行）について、現在、工事成績評点標準点は65点±加減点だと思いますが、該当する工事の工事成績評点が65点であっても完成工事内容に不良が無ければ表彰対象の推薦となるのでしょうか。ならない場合は、基準を明確にして頂きたい。</p>	<p>工事成績評定点が65点以上の場合、表彰対象事業者として推薦いたします。</p> <p>なお、下関市優良工事事業者表彰要領第3条の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象となりません。以下は、要領の抜粋です。</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第3条 表彰対象事業者が当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの期間に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としない。</p> <p>（1）指名停止を受けたとき。</p> <p>（2）評定点が65点未満の工事があったとき。</p> <p>（3）その他表彰することが不相当と認められるとき。</p>